（生活療養標準負担額減額に関する特例）

第百六条の五の三　第百六条の五の規定は、組合員が第百十条の六第六項の規定により限度額適用・標準負担額減額認定証を法第五十七条第一項に掲げる医療機関に提出しなければならない場合において、提出しなかつたため減額されない生活療養標準負担額を支払つた場合であつて、組合がその提出しなかつたことがやむを得ないものと認めた場合について準用する。この場合において、第百六条の五第二項中「入院時食事療養費請求書」とあるのは、「入院時生活療養費請求書」と読み替えるものとする。

（保険外併用療養費）

第百六条の六　第百四条及び第百六条の規定は、組合員が保険医療機関等から法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を受ける場合について準用する。

［２　略］

（療養費）

第百七条　法第五十八条の規定により、療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した療養費請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～九　略］

［２～４　略］

（訪問看護療養費）

第百八条　法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から指定訪問看護を受けようとする者は、法第五十七条第一項に規定する電子資格確認によることができないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

２　法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、指定訪問看護事業者に組合員証を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該指定訪問看護事業者において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

（移送費）

第百八条の二　法第五十八条の三の規定により、移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した移送費請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～八　略］

［２・３　略］

（特別療養証明書）

第百九条　［略］

［２・３　略］

（生活療養標準負担額減額に関する特例）

第百六条の五の三　第百六条の五の規定は、組合員が限度額適用・標準負担額減額認定証を法第五十七条第一項に掲げる医療機関に提出しなかつたため減額されない生活療養標準負担額を支払つた場合であつて、組合がその提出しなかつたことがやむを得ないものと認めた場合について準用する。この場合において、第百六条の五第二項中「入院時食事療養費請求書」とあるのは「入院時生活療養費請求書」と読み替えるものとする。

（保険外併用療養費）

第百六条の六　第百四条及び第百六条の規定は、組合員が法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を受ける場合について準用する。

［２　同上］

（療養費）

第百七条　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［三～九　同上］

［２～４　同上］

（訪問看護療養費）

第百八条　法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から指定訪問看護を受けようとする者は、組合員証を（その者が法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

２　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、遅滞なく、組合員証又は高齢受給者証を当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

（移送費）

第百八条の二　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［三～八　同上］

［２・３　同上］

（特別療養証明書）

第百九条　［同上］

［２・３　同上］